

消防予第 696 号
消防消第 444 号
令和 5 年 12 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
消防庁消防・救急課長
(公印省略)

自走式駐車場における防火対策の徹底等について

令和 5 年 8 月 20 日に神奈川県厚木市で発生した自走式駐車場の火災においては、2 階に駐車していた車両から出火し、人的被害はなかったものの、駐車場建屋 1 棟及び車両 153 台が焼損するという大きな物的被害が生じました。

また、海外の自走式駐車場では、更に多数の車両が焼損し、駐車場の一部が崩落した火災も近年発生しており、直近では、本年 10 月 10 日に英国ルートン空港の自走式駐車場において甚大な物的被害が発生しています。

これらのことを踏まえ、当庁では、「予防行政のあり方に関する検討会 消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会」（座長：小林恭一東京理科大学教授）において駐車場火災への対応について検討を行いました。同検討部会では、同様の火災被害を防止・軽減するため、事業所において早期に火災を覚知し、迅速な通報及び初期消火を行うとともに、人命安全のため適切な避難誘導を行うこと、また、消防隊による迅速な有効注水を行うことが必要とされたところです。

については、同種の自走式駐車場における初動対応について下記 1 のとおり徹底するとともに、消防隊による消防活動について下記 2 のとおり留意するようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、その旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 自走式駐車場における初動対応

- (1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく消防計画等において、駐車場部分から出火した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項が具体的に記載されているか確認し、記載されていない場合は追記するよう指導すること。
- (2) 駐車場火災を想定した自衛消防訓練を実施するよう指導すること。
また、指導にあたっては以下のポイントを重点的に指導すること。

- ア 駐車場部分の自動火災報知設備が作動した場合、迅速に受信機を確認できる監視体制について確認すること。
 - イ 現場確認時に火煙を確認した時点で、現場確認者が迅速に 119 番通報し、駐車場で車が燃えていることを確実に伝えること。
 - ウ 移動式粉末消火設備等の位置を確認するとともに、当該設備を使用した初期消火の要領を教育すること。
 - エ 駐車場の利用者に対し、避難誘導を行うとともに、駐車場内への進入を制止すること。
- (3) 防火管理者の選任状況、消防計画の作成状況又は自衛消防訓練の実施状況、消防用設備等の不備等、消防法令違反がある場合は速やかに是正すること。

2 消防隊による消火活動上の留意事項

- (1) 自走式駐車場に係る火災通報があった際は次の事項に留意すること。
- ア 車両火災で、他の車両や建物への延焼が想定される場合、早期に包囲体形を構築できる数のポンプ隊等を出動させること。
 - イ 消防力が劣勢であれば、近隣応援を早期に考慮すること。
- (2) 車両火災時の出動計画の見直しや地域の実情に応じて早期の応援要請などを盛り込んだ同種施設の警防計画策定を検討すること。

3 その他

- (1) 移動式粉末消火設備の取扱い方法について、12月27日に消防庁ホームページに動画を公開する予定であり、上記1(2)の訓練の際に活用されたいこと。
(URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/prevention001.html>)
- (2) 火災のより早期の覚知を図るため、個別の駐車場の状況に応じ、炎感知器や防犯カメラ等の活用を促進されたいこと。
- (3) 車両火災予防運動（毎年3月1日から3月7日まで）の機会等を捉え、車両の防火安全対策の徹底について、利用者を含め広報啓発を推進すること。